

敦賀市庁舎広告事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、敦賀市庁舎に民間企業等の広告を掲出することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲出しない。

- (1) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 法令等に違反するもの、又はそのおそれがあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの、又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 人権侵害、差別若しくは名誉毀損となるもの、又はそのおそれがあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 意見広告又は名刺広告
- (8) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (10) その他広告として不相当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告内容及びデザインに関する個別の基準が必要な場合は、別に定める。

(広告の規格等)

第3条 広告の規格及び掲出位置等は、案件ごとにその都度定めるものとする。

(広告募集方法等)

第4条 広告募集方法、広告掲出料及び選定方法については、案件ごとにその都度定めるものとする。

(掲出申請)

第5条 広告を掲出しようとするもの（以下「掲出申請者」という。）は、敦賀市庁舎広告掲出申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添付して、市長に申請するものとする。

2 市長は、前項に定める申請があつたときは、その内容について審査し、掲出の可否を決定するものとする。この場合において、広告の内容等が法令及び当市の基準等に違反し、又は違反するおそれがあると判断したときは、掲出申請者に対して広告内容等の変更を求めることができる。なお、広告内容等の変更にかかる費用は掲出申請者が負担するものとする。

3 市長は、広告の掲出の可否を決定したときは、その結果を敦賀市庁舎広告掲出承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により、掲出申請者に対しそ

の旨を通知するものとする。

(広告掲出料の納付)

第6条 広告掲出の承認の決定を受けたもの(以下「掲出者」という。)は、市長が指定する期日までに、広告掲出料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告掲出決定の取り消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲出を取り消すことができる。この場合において、広告の掲出の取消によって生じた損害に対しては、市はその責任を負わない。

- (1) 掲出者が業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (2) 掲出者が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (3) 掲出者が市長の指定した期日までに広告の原稿等を納付しなかったとき。
- (4) 掲出者が市長の指定した期日までに広告掲出料を納付しなかったとき。
- (5) その他市長が特に広告掲出が適当でないとき。

(広告の変更)

第8条 掲出者は、広告内容を大きく変更しようとするときは、書面により市長に申し出なければならない。

- 2 前項の規定による申請及び決定の方法については、第5条及び第7条の規定を準用する。

(広告掲出料の返還)

第9条 納入された広告掲出料は還付しない。ただし、市の責めに帰すべき理由により広告が掲出できなかったときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により還付する広告掲出料には、利子を付さないものとする。

(掲出者の責務)

第10条 掲出者は、広告内容に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 原稿及び広告の作成費用は、掲出者の負担とする。
- 3 広告の内容に虚偽があることが判明した場合は、広告の掲出の中止等適切な措置をとるものとし、これに伴い生じる経費は掲出者が負担する。
- 4 第三者から、広告掲出に関連して苦情の申し立て又は損害賠償の請求等があったときは、掲出者自らの責任で解決しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲出に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月16日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

敦賀市長 あて

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

敦賀市庁舎広告掲出申請書

敦賀市庁舎への広告掲出について、敦賀市庁舎広告事業実施要綱第5条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

掲出場所	
掲出期間	
広告の内容	
添付書類	<input type="checkbox"/> 事業概要及び営業沿革がわかるもの <input type="checkbox"/> 掲出する広告の出力見本 <input type="checkbox"/> 広告主の敦賀市税納付状況調査同意書 (敦賀市競争入札参加資格を有していない広告主のみ)
同意事項	<input type="checkbox"/> 関連する法令及び敦賀市の広告規程を遵守します <input type="checkbox"/> 敦賀市からの広告内容の変更の求めに従います <input type="checkbox"/> 広告内容に起因する事象に関しては、申請者の責任において対応します
担当者	
連絡先	電話番号 ファクシミリ メールアドレス
備考	

様式第1号関係様式

年 月 日

敦賀市長 あて

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

担当者名
電話番号

敦賀市税納付状況調査同意書

敦賀市庁舎への広告掲出に当たり、当社の敦賀市税納付状況について調査することに同意します。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

敦賀市長

敦賀市庁舎広告掲出承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のあったみだしのことについて、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1 決定区分

- 掲出を承認します
 掲出を承認しません
(理 由)

2 掲出期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

3 掲出場所

4 その他